

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)

平成 30 年 3 月 8 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1700213 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (国) 第 1700031 号

第1 結論

昭和 42 年 7 月から昭和 55 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 42 年 7 月から昭和 55 年 3 月まで

前回、私は、昭和 55 年頃に報道や市の広報で、納めていなかった国民年金保険料を納付することができる最後のチャンスがあることを知り、知人 (A 氏) から当該納付制度の手続を行うように勧められたので、昭和 55 年 6 月末に区役所で約 60 万円の保険料を一括納付したにもかかわらず、請求期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないため、訂正請求を行ったが、訂正は認められないとする平成 27 年 10 月 23 日付けの通知を受け取った。

しかし、不訂正決定に納得できないので、私が請求期間の国民年金保険料を納付したことを間接的にうかがい知る資料として、「国民年金記録訂正請求認定基準・要領」に記載されている事実婚を含む配偶者の保険料納付状況を間接的に証明する領収証書 (A 氏) 等を提出する。再度審議の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

前回の訂正請求については、請求者は、昭和 55 年 6 月末に請求期間の国民年金保険料を区役所で一括納付したと主張しているが、①請求者の主張については、i) 推認される加入手続時点 (昭和 55 年 6 月頃) において、当該期間の保険料を一括納付するには、第 3 回特例納付及び過年度納付により納付するほかないが、制度上、特例納付及び過年度納付による保険料納付を当該区役所で行うことはできないこと、ii) 請求者は、当該期間の保険料を納付した際に、当該期間の領収証書を受け取った記憶がないこと、iii) 当該期間のうち、過年度納付により納付したはずである昭和 54 年 4 月から昭和 55 年 3 月までの期間の保険料が未納である旨の通知が社会保険事務所 (当時) から請求者に送付されていることから、不自然な点があること、②請求期間の国民年金保険料を納付した証拠として、「知人の証言書」等の資料を提出しているが、当該資料のいずれからも、請求者が当該期間の保険料を納付したことを示す事実及び事情は見当たらないことなどから、既に平成 27 年 10 月 23 日付けで、年金記録の訂正は必要でな

いとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、今回、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付したことを間接的にうかがい知る資料として、事実婚であったとする者（A氏）の納付書・領収証書（昭和55年6月23日に、昭和52年4月分から昭和53年3月分までの特例納付分と、昭和53年4月から昭和55年3月までの過年度分の保険料を納付したことを示すもの）等を提出し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、上記納付書・領収証書については、i) 請求者とA氏は、当時、国民年金保険料は別々に納付しており、納付行動が相違していること、ii) 請求者は請求期間の保険料を区役所において現金で納付したとしているのに対し、A氏は当該納付書・領収証書を使用し、郵便局で社会保険事務所宛てに保険料を納付していることが確認でき、請求者とA氏の保険料の納付場所や納付方法が相違していること、iii) 当該納付書・領収証書により確認できる保険料の納付期間は、請求期間の一部であることから、仮に請求者とA氏との間に事実婚関係があったとしても、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを裏付けるものとして認めることはできない。

また、請求者は、そのほか陳述書、家族写真等の資料を提出しているが、当該資料のいずれからも、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含め再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1700212 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1700121 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社及びB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 10 年 10 月頃から平成 17 年 9 月頃まで

私は、平成 10 年 10 月頃、A社に就職し、その後時期は定かでないが、同社の関連会社であるB社に異動し、平成 17 年 9 月頃に同社を退職した。厚生年金保険の記録では、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、給料から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、調査の上、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の回答、同社の関連会社であるB社の回答及び雇用保険の加入記録から、請求者は、請求期間のうち、平成 10 年 10 月 6 日から平成 12 年 11 月 30 日までの期間はA社に、平成 12 年 12 月 1 日から平成 15 年 1 月 14 日までの期間はB社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録では、A社及びB社は、共に平成 10 年 8 月 28 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、複数の同僚は、両事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなる頃、会社から国民健康保険及び国民年金に切り換えるように説明があり、同日以後は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった旨陳述している。

また、A社及びB社は、請求期間のうち、平成 15 年 1 月 15 日から平成 17 年 9 月頃までの期間について、当時の資料が保存されていないため、請求者の当該期間における勤務実態は不明であると陳述しており、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の取扱いについては不明であると回答していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

さらに、C市D区役所の回答から、請求者は、請求期間を含む昭和 56 年 8 月 31 日から平成 28 年 4 月 7 日までの期間において国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及

び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。